

と

理由 少年職工年齢引上げに就ては施行の際十五歳以上十六歳未満の者を引續き使用する場合に付き経過規定を設けるを以て足れりと認む

三、器機生絲製造の業務及び輸出絹織物に關する業務につき例外的に就業時間の延長を認むる期間は之を三年に短縮せられむことを望む

理由 器機生絲製造の業務及輸出絹織物に關する業務は近時著しき發達を遂げたるを以て相當の猶豫期間を設くるに於ては生産能力の上には悪影響を及ぼすことなからべきのみならず是等の業務に従事する者は多くは保護職工たるを以て例外的就業時間を久しきに亘つて延長することは彼等を特に保

護するの趣旨に非ずるべからざるを以て或可く速に此の例外を廢止するの必要あるものと認む

四、深夜業禁止に關する猶豫期間を三年とする改正案は之を二年に短縮せられむことを望む

理由 深夜業の禁止は之に依りて影響を蒙るべき工業の正常なる發達を阻害することなく且つ失業其他の著しき悪影響を社會に與ふることなく圓滑に之を實施せむとせば諸般の準備の爲め相當の猶豫期間を必要とすべきは勿論なり此當該工業の生産設備の現況生産物の需給關係其他各種の事情に鑑み二ヶ年の猶豫期間を以て足れりと認む

五、業務上の災害疾病扶助に關する改正案中、本人の死亡當時其収入に依り生計を維持したるもの

